

# 公 租 公 課

平成25年 1月18日  
九州電力株式会社

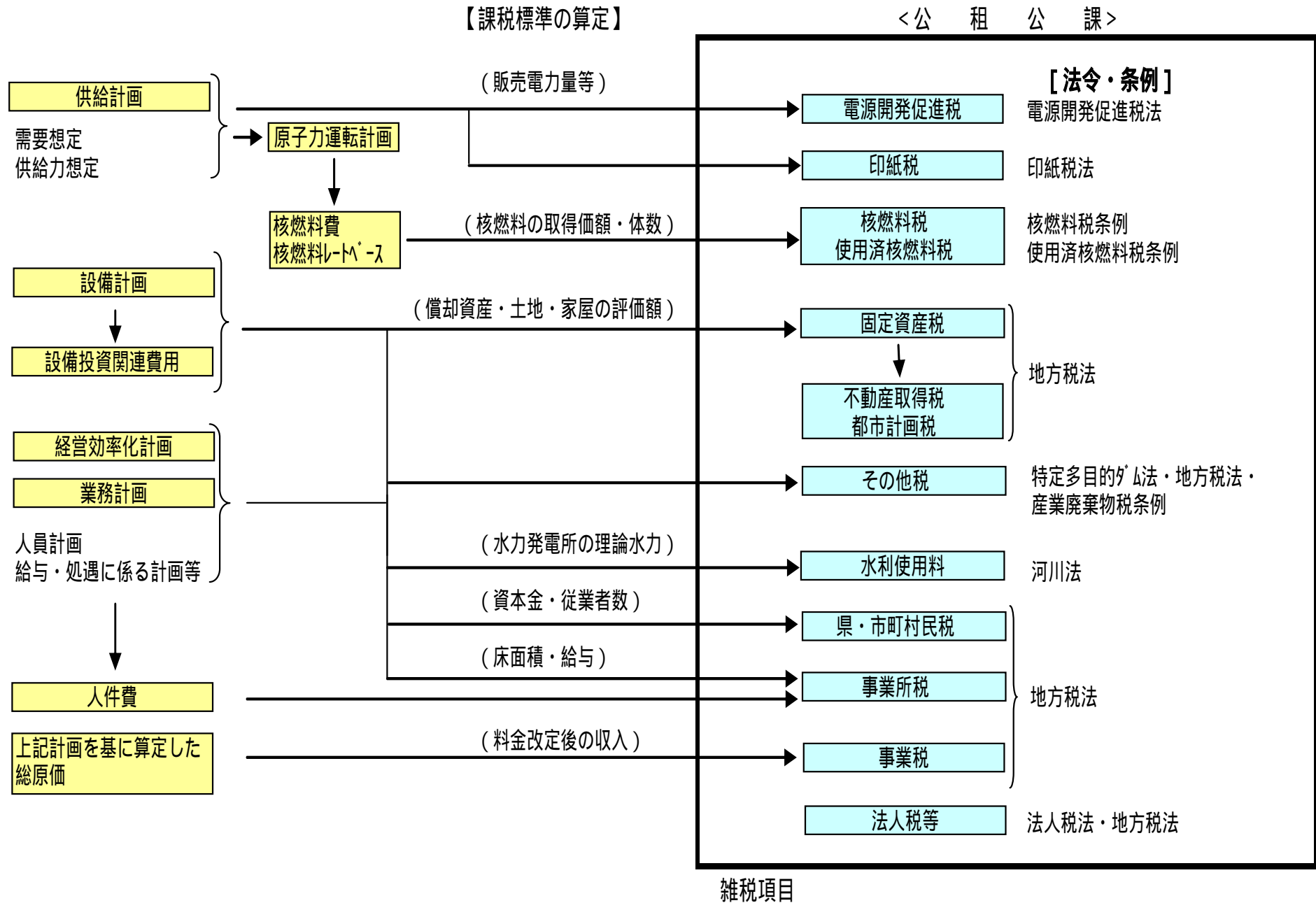
公租公課は、各税法等（河川法、地方税法、電源開発促進税法、法人税法等）に基づき、販売電力量や設備投資などの前提計画をもとに算定。

償却の進展に伴う固定資産税の減や税制改正に伴う法人税の減、販売電力量の減少に伴う電源開発促進税の減などにより、前回原価と比べ31億円減の1,010億円。

(億円)

	前回：A (H20)	今回：B (H25～27)	差：B-A	主な増減要因
水利使用料	17	17	0	-
固定資産税	337	324	12	償却の進展
雑税	51	53	3	使用済核燃料税の増
電源開発促進税	335	324	10	課税対象電力量の減（27億kWh）
事業税	169	177	9	課税対象収入（総原価）の増
法人税等	134	113	20	法人税率の変更（30.0 25.5%）
合計	1,041	1,010	31	-

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある



水利使用料は、水力発電所毎の理論水力に単価を乗じて算定。  
 前回原価と同水準の17億円。

(億円)

	前回：A (H20)	今回：B (H25～27)	差：B-A	主な増減要因
一般水力	15	15	0	-
揚水	1	2	1	小丸川発電所1、2号機の運開 (1号機：H22.7、2号機：H23.7)
合計	17	17	0	-

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

### < 水利使用料の算定式 >

- ・ 一般水力：1,976円 × 常時理論水力(kW)<sup>1</sup> + 436円<sup>2</sup>(988円<sup>3</sup>) × 特殊理論水力(kW)<sup>1</sup>
  - ・ 揚水：1,976円 × 常時理論水力(kW)<sup>1</sup> + 436円<sup>2</sup>(988円<sup>3</sup>) × 特殊理論水力(kW)<sup>1</sup> × 補正係数(0.167)
- 1 理論水力(kW)
    - ・ 常時理論水力(kW)：9.8(重力加速度) × 常時使用水量 × 有効落差
    - ・ 特殊理論水力(kW)：9.8(重力加速度) × (最大使用水量 - 常時使用水量) × 有効落差
  - 2 昭和40年10月1日以後に発電を開始した発電所に適用
  - 3 昭和40年9月30日以前に発電を開始した発電所に適用

固定資産税は、設備投資関連費用の諸元をもとに算定した課税標準額に税率を乗じて算定。  
償却の進展により、前回原価と比べ12億円減の324億円。

(億円)

	前回：A (H20)	今回：B (H25～27)	差：B-A	主な増減要因
水 力	43	43	0	-
火 力	51	34	17	償却の進展
原 子 力	39	40	1	原子力発電所の安全対策の実施
新 工 等	-	3	3	設備区分の新設
送 電	64	63	1	償却の進展
変 電	34	31	3	償却の進展
配 電	90	93	3	高経年化対策工事の増
業 務	15	17	2	総合制御所計算機取替工事等の増
合 計	337	324	12	-

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

雑税は、販売電力量や設備投資などの前提計画に基づき算定した課税標準額に税率を乗じて算定。  
使用済核燃料税や核燃料税の増加などにより、前回原価と比べ3億円増の53億円。

(億円)

	前回：A (H20)	今回：B (H25～27)	差：B-A	課税標準	税率・法令
県・市町村民税	2	2	0	・資本金・従業員数	< 地方税法 > ・市町村民税：41～360万円 ・県民税：84万円
事業所税	2	2	0	・資産割：床面積 ・従業員割：給与総額	< 地方税法 > ・資産割：600円/㎡ ・従業員割：0.25%
不動産取得税	1	2	1	・土地、家屋の評価額	< 地方税法 > ・標準税率：4%
都市計画税	4	3	1	・土地、家屋の固定資産税 の課税標準	< 地方税法 > ・制限税率：0.3%
核燃料税	31	32	1	・価額割：原子炉に装荷され た核燃料の価額 ・出力割：原子炉の熱出力	< 佐賀県条例 > ・価額割：13% < 鹿児島県条例 > ・価額割：12% ・出力割 <sup>2</sup> ：5%相当(22,600円/千kW/3ヶ月)
使用済核燃料税	3	4	1	・貯蔵設備に設置されてい る使用済燃料の体数	< 薩摩川内市条例 > ・使用済核燃料1体あたり25万円
印紙税 その他 <sup>1</sup>	8	8	0	・電気料金領収証 ・各契約文書等	< 印紙税法等 >
合計	51	53	3	-	-

1 その他は、登録免許税・多目的ダム納付金・自動車税・自動車取得税・自動車重量税・産業廃棄物税

2 出力割は、H25.6.1以降導入予定

3 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

核燃料税は、原子炉に装荷された核燃料の価額（価額割）及び原子炉の熱出力（出力割）をもとに算定した課税標準額に税率を乗じて算定。

- ・鹿児島県においては、現行の課税期間満了に伴い、平成25年6月から価額割に加え、出力割の導入を予定。

H24.12.19に鹿児島県議会で条例案が可決。総務大臣の同意後、H25.6.1から適用予定。

〔核燃料税の内容〕

	佐賀県	鹿児島県	
	現 行	現 行	更新予定
課 税 期 間	・ H21.4.1 ~ H26.3.31	・ H20.6.1 ~ H25.5.31	・ H25.6.1 ~ H30.5.31
課 税 標 準	・ 価額割：原子炉に装荷された核燃料の価額	・ 価額割：原子炉に装荷された核燃料の価額	・ 価額割：原子炉に装荷された核燃料の価額 ・ 出力割：原子炉の熱出力
税 率	・ 価額割：13%	・ 価額割：12%	・ 価額割：12% ・ 出力割：5%相当 (22,600円/千kW/3ヶ月)
税 額 (H25~27平均)	・ 16億円	・ 16億円	

佐賀県は更新に伴う協議に着手していないため、H26.4.1以降、現行内容が継続するものとして算定

電源開発促進税は、需要想定に基づく課税対象電力量に税率0.375円/kWhを乗じて算定。  
課税対象である販売電力量の減少により、前回原価と比べ10億円減の324億円。

(億kWh、円/kWh、億円)

	前回：A (H20)	今回：B (H25～27)	差：B-A	主な増減要因
課税対象電力量 a	892	865	27	販売電力量の減
(販売電力量再掲)	879	853	26	-
税率 b	0.375	0.375	-	-
税額 (a×b)	335	324	10	-

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

< 電源開発促進税の算定式 >

・ (販売電力量 + 他社販売電力量 + 接続供給電力量<sup>1</sup> + 自家使用電力量<sup>2</sup>) × 0.375円/kWh

1 接続供給電力量：離脱需要

2 自家使用電力量：建設工事用・事業用・変電所内・発電所内の電力量



事業税は、料金改定後の想定収入に税率を乗じて算定。

課税対象である想定収入（総原価）の増加により、前回原価と比べ9億円増の177億円。

（億円）

	前回：A (H20)	今回：B (H25～27)	差：B-A	主な増減要因
収入 a	13,748	15,091	1,343	総原価の増
控除項目 b	936	1,093	157	他社購入電力料の増
課税対象 c = a - b	12,812	13,998	1,186	-
税率 d	1.317%	1.267%	0.05%	税率の変更
税額 (c × d)	169	177	9	-

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

#### < 事業税の算定式 >

##### 収入

- 電気料収入 + 地帯間販売電力料 + 他社販売電力料 + 託送収益 + 事業者間精算収益 + 電気事業雑収益

##### 控除項目

- 他社購入電力料 + 事業者間精算費 + 託送料 + 電気料貸倒損（実損） + 電気事業雑収益

他社購入電力料・事業者間精算費・託送料・電気事業雑収益は一部を控除

法人税等は、「一般電気事業供給約款料金算定規則」に基づき、配当金をもとに法人税法等により算定。税制改正に伴う法人税率の変更により、前回原価と比べ20億円減の113億円。

(百万株、億円)

	前回：A (H20)	今回：B (H25～27)	差：B-A	主な増減要因
発行済株式数 <sup>1</sup> a	473	473	0	-
配当金 b = a × 50円	237	237	0	-
実効税率 <sup>2</sup> c	36.09%	32.37%	3.72%	法人税率の変更 (30.0 25.5%)
税引前利益 d = b / (1 - c)	370	350	20	-
税 額 (d × c)	134	113	20	-

- 1 自己株式(0.9百万株)を除く
- 2 実効税率 = 法人税率 × (1 + 地方税率 + 復興特別法人税率)
  - ・法人税率 : 25.50%
  - ・地方税率 : 20.28%
  - ・復興特別法人税率 : 10.00% (H24～H26のみ適用)
- 3 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

<一般電気事業供給約款料金算定規則 第3条第2項十一>

法人税等 発行済株式(自己株式を除く。)の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法(平成十七年法律第八十六号)に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法及び地方税法(道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。)により算定した額

当社は平成23年度に発生した税法上の欠損金を保有しており、課税所得が発生した場合、繰越欠損金の控除により実際に支払う法人税は減少<sup>1</sup>。

1 欠損金は9年以内であれば課税所得から80%まで控除可能

一方、料金原価上の法人税は、実際に支払われる法人税ではなく<sup>2</sup>、配当所要原資をもとに算定した理論値であり、料金算定規則にも配当金額等をもとに算定する旨規定。

2 「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」において、「原価算定における法人税は、資本コストの一環として算定されるものであって、実際に支払われる法人税とは異なる」と整理

なお、税法上の繰越欠損金を反映させた場合、企業会計上、当社は繰延税金資産を保有しており、税効果会計の適用<sup>3</sup>により繰越欠損金の控除相当額が法人税等調整額として加算されるため、法人税の額は反映前と同額。

3 電気事業審議会「制度答申」(H11.12.2)において、「企業会計基準について、税効果会計等会計基準の制度改革が進められている。供給約款料金算定ルールは、従来、税会計基準の考え方によっていたが、今後は、(～省略～)企業会計基準におけるこれらの制度改革の内容を踏まえて策定すべきである」と整理

繰越欠損金反映前

税引前利益	350	配当金	237
		法人税等	113

税引前利益 = 配当金<237> ÷ (1-実効税率<32.37%>)  
 法人税等 = 税引前利益<350> × 実効税率<32.37%>  
 実効税率 : 32.37%

税効果会計の適用

繰越欠損金反映後

税引前利益	350	配当金	237
		法人税等	113
		・法人税等	23
		・法人税等調整額	90

繰越欠損金  
反映前と同額

税引前利益 = 配当金<237> ÷ (1-実効税率<32.37%>)  
 法人税等 = 税引前利益<350> × 20% × 実効税率<32.37%>  
 調整額 = 税引前利益<350> × 80% × 実効税率<32.37%>

発送配電設備を除く電気事業固定資産は、業務設備として整理。

主な内訳は、本店・支社・営業所等の事業所（土地、建物）や通信用の設備（機械装置等）など。

〔帳簿価額(期末残高)〕

(億円)

	実績				想定	原価算定期間			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H25～H27
土地	440	439	438	436	426	426	425	425	425
建物	396	379	364	350	316	303	292	287	294
構築物・機械装置等	412	443	512	528	519	534	531	523	529
合計	1,248	1,262	1,314	1,314	1,261	1,262	1,248	1,235	1,249

- 1 リース資産を除く
- 2 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

〔固定資産税の支払額〕

(億円)

	実績				想定	原価算定期間			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H25～H27
土地	5	4	4	4	4	4	4	3	4
建物	5	5	5	5	4	4	4	4	4
償却資産	6	6	6	7	8	9	9	10	9
合計	16	16	15	16	16	17	17	17	17

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある